

崎津団地基盤整備等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、崎津団地基盤整備等補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、米子市が行う崎津団地内の幹線道路（進入路及び橋梁を含む。）及び公園並びに崎津団地承水路の外周管理道路の整備の推進等を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、米子市が崎津団地で行う別表1の第1欄に掲げる事業（知事が指定するものに限る。以下「補助事業」という。）について、米子市に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第3欄に定める率を乗じて得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請書は、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。

3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、別表2に掲げる書類（以前に提出し、かつ、提出時から変更のないものを除く。）を添付しなければならない。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、45日が経過するまでの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、用地取得費の執行とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、全体事業費及び補助金の増減を伴わない経費の配分等の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第5号、様式第6号及び様式第7号によるものとする。

3 規則第17条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、別表3に掲げる書類（以前に提出し、かつ、提出時から変更のないものを除く。）を添付しなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

(附則)

1 この要綱は、平成11年5月6日から施行する。

(経過措置)

2 平成10年度分の補助金については、なお従前の例による。

(附則)

3 この要綱は、平成12年8月16日から施行する。

(附則)

4 この要綱は、平成13年5月2日から施行する。

(経過措置)

5 平成12年度以前分の補助金については、なお従前の例による。

この要綱は、平成17年7月25日から施行する。

(別表1)

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率
1 幹線道路（進入路及び橋梁を含む。）整備事業		
(1) 緊急地方道路整備事業	当該事業に要する経費の額（以下「事業経費」という。）から、国からの交付金その他特定財源を控除した額	1 / 2
(2) 地方特定道路整備事業	事業経費から、起債額その他特定財源を控除した額と、当該事業に係る起債の元利償還額（以下「償還額」という。）から償還額に係る地方交付税算入額を控除した額との合算額	1 / 2
(3) 地方道改修費補助事業	償還額から、償還額に係る地方交付税算入額を控除した額	1 / 2
2 公園整備事業		
(1) 国の補助事業	当該事業に要する用地費の額（以下「用地費」という。）から、国庫補助金その他の特定財源を控除した額	1 0 / 1 0
(2) 市の単独事業	用地費から、起債額その他特定財源を控除した額と、償還額から償還額に係る地方交付税算入額を控除した額との合算額	1 0 / 1 0
3 承水路外周管理道路整備事業	事業経費	1 / 2
	※それぞれの補助事業において、償還額に係る地方交付税算入額が、償還額を超えるときは、補助率を同じくする別の補助事業から超過分を控除するものとする。	

(別表 2)

- 1 別表 1 の 1 の (1) 及び 2 の (1) の事業については、国庫補助金 (交付金) の交付決定書の写し
- 2 別表 1 の 1 の (2)、(3) 及び 2 の (2) の事業については、事業実施年度にあつては起債一次要望書の写し、その後の年度にあつては、起債許可通知書の写し及び、実償還額及び交付税算入額控除後の額の両方を表示した元利償還金償還表 (以下「償還表」という。)

(別表 3)

- 1 別表 1 の 1 の (1) 及び 2 の (1) の事業については、国庫補助金 (交付金) の実績報告書の写し
- 2 別表 1 の 1 の (2)、(3) 及び 2 の (2) の事業については、事業実施年度にあつては起債許可予定額通知の写し、その後の年度にあつては、起債許可通知書の写し及び償還表

平成 年度崎津団地基盤整備等補助金事業計画書（事業経費）

事業番号		事業名									
経費の配分		総事業費		前年度までの の事業費	本年度事業費				事業の内訳	翌年度以降 の事業費	備考
		千円	事業の内訳		千円	国庫	起債	県費			
工 事 費	本工事費		千円			千円	千円				
	付帯事務費										
	測量及び試験費										
	用地費及び補償費										
	機械器具費										
営繕費											
事務費											
合計											

- (注) 1 事業区分ごとに別葉にすること。
 2 国庫補助事業（交付金事業を含む。）及び起債事業にあつては、当該事業の申請に添付した書類を添付のこと。
 3 承水路外周管理道路整備事業にあつては、上記2に準じた書類を添付のこと。
 4 事業内容が起債の元利償還のみである事業については、様式第2号によること。

平成 年度崎津団地基盤整備等補助金事業計画書（起債償還）

経費の配分		総事業費		前年度までの事業費	本年度事業費			事業の内訳	翌年度以降の事業費	備考
		円	事業の内訳		円	円	円			
起債償還費	事業番号	事業名	円	円	円	地方交付税措置額	県費	市費	円	
事務費										
合計										

(注) 1 すべての事業をまとめて記載すること。

2 償還額に係る地方交付税算入額が、償還額を超えたために、補助率を同じくする別の補助事業から超過分を控除した場合は、備考欄に記載すること。

様式第3号（第4条関係）

収 支 予 算 書

（1）収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	差引増減	備 考
国庫補助金	円	円	円	
県補助金				
起 債				
計				

（2）支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	差引増減	備 考
	円	円	円	
計				

予算議決（又は予算議決予定） 平成 年 月 日

（注）区分欄は、米子市の支出科目により記載すること。

様式第4号（第5条関係）

番 号
年 月 日

米子市長 氏 名 様

鳥取県知事 氏 名

平成 年度崎津団地基盤整備等補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付 第 号（以下「申請書」という。）で申請のあった平成 年度崎津団地基盤整備等補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「崎津団地基盤整備等事業」とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、崎津団地基盤整備等補助金交付要綱（平成 年 月 日第 号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

平成 年度崎津団地基盤整備等補助金事業報告書（事業経費）

1 支出実績内訳

事業番号		事業名				事業の内訳	契約金額 (契約年月日)	業者名	着工及び 完成年月日	支出額 (支出年月日)	検査 年月日	備考
経費の配分		本年度事業費										
		千円	国庫	起債	県費	市費	円		円			
工 事 費	本工事費											
	付帯事務費											
	測量及び試験費											
	用地費及び補償費											
	機械器具費											
	営繕費											
事務費												
合計												

- (注) 1 事業区分ごとに別葉にすること。
 2 国庫補助事業（交付金事業を含む。）及び起債事業にあつては、当該事業の申請に添付した書類を添付のこと。
 3 承水路外周管理道路整備事業にあつては、上記2に準じた書類を添付のこと。
 4 申請に係る額を（ ）で上段書のこと。
 5 事業内容が起債の元利償還のみである事業については、様式第6号によること。

2 用地買収費及び補償費調書

地目及び補償物件（又は権利）	数	量	金	額	備	考
				円		

平成 年度鳥取県崎津団地基盤整備等補助金事業報告書（起債償還）

経費の配分		本年度事業費			事業の内訳	翌年度以降 の事業費	備考
		円	地方交付税 措置額	県費			
起 債 償 還 費	事業 番号	事業名	円			円	
	事務費						
	合計						

(注) 1 すべての事業をまとめて記載すること。

2 償還額に係る地方交付税算入額が、償還額を超えたために、補助率を同じくする別の補助事業から超過分を控除した場合は、備考欄に記載すること。

様式第7号（第8条関係）

収 支 精 算 書

（1）収入の部

区 分	本年度精算額	前年度精算額	差引増減	備 考
国庫補助金	円	円	円	
県補助金				
起 債				
計				

（2）支出の部

区 分	本年度精算額	前年度精算額	差引増減	備 考
	円	円	円	
計				

（注）区分欄は、米子市の支出科目により記載すること。